資料４

**総務部　令和６年２月定例府議会提出予定議案（予算案を除く）の概要**

**条例案（１２件）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 | 所管局課 |
| 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例等一部改正の件 | 地方自治法の改正により、題名の改正及び規定の整備（条項ずれ是正）を行う。　　　　施行日：令和６年４月１日〔関係条例〕・地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例・昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例（・大阪府監査委員条例） | 法務課人事局（監査委員事務局） |
| 職員の退職手当に関する条例一部改正の件 | 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、任命権者が定める事由により引き続いて職員になった場合を除き、国、地方自治体等における在職期間を含めないものとする等の改正を行う。施行日：令和７年４月１日ほか | 人事局 |
| 職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件 | 令和５年１２月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。〔主な改正内容〕・本庁部長等の給料月額の引上げ・理事の給料月額の引下げ・主査級職員の初号給の水準の引上げ・在宅勤務等手当の新設　　　　施行日：令和６年４月１日 | 人事局 |
| 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件 | 地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できることとされたことに伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする等の改正を行う。施行日：令和６年４月１日 | 人事局 |
| 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件 | 子育て部分休暇の取得対象となる子の年齢を小学校等の第３学年から第６学年まで引き上げる。　　　　施行日：令和６年４月１日 | 人事局 |
| 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 | 所管局課 |
| 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の改正により、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。施行日：令和６年４月１日 | 人事局 |
| 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件 | 近隣自治体や一般職との均衡を踏まえ、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を適用する範囲等を見直すとともに、特例期間の終期を令和６年３月３１日から令和７年３月３１日に延長する。　　　　施行日：令和６年４月１日 | 人事局 |
| 大阪府職員定数条例一部改正の件 | 北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の完了に伴い、特別会計で給与を支弁する職員の定数を改定する。　・知事部局特別会計　〔改正前〕　　３４０人　　　　　　　　　　　〔改正後〕　　２９５人　　　　施行日：令和６年４月１日 | 人事局 |
| 大阪府職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例一部改正の件 | 　効率的・効果的な府政の推進に取り組んでいくため、所要の改正を行う。〔主な改正内容〕・部長公募制度において、任命権者は裁量に基づき公募又は非公募の判断が可能である旨を明記する。・人事評価における相対評価の区分及び分布割合を変更する。・指定出資法人等への再就職の禁止について期間を定める。　　　　施行日：令和６年４月１日 | 人事局 |
| 大阪府政治資金規正法関係事務手数料条例一部改正の件 | 政治資金規正法施行令の改正に伴い、電子情報処理組織の使用による少額領収書等の写し等の交付に係る手数料を新たに設定する。・電子情報処理組織の使用による交付１枚につき１０円　　　　施行日：令和６年４月１日 | 市町村局 |
| 大阪府住民基本台帳法施行条例一部改正の件 | 　住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳ネットワークシステムを使用する国外転出者に係る本人確認情報の利用事務において附票本人確認情報を利用できることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。　　　　施行日：規則で定める日 | 市町村局 |
| 職員の管理職手当の特例に関する条例廃止の件 | 職員の管理職手当の時限的減額を廃止するため、本条例を廃止する。　　　　施行日：令和６年４月１日 | 人事局 |

**諮問（１件）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 | 所管局課 |
| 退職手当に関する処分についての審査請求の件 | 　退職手当に関する支給制限処分の内容を不服とする地方自治法第２０６条第１項の規定に基づく審査請求に対する裁決を行うため、同条第２項の規定により議会に諮問し意見を求めるもの。 | 人事局 |